

政府の宇宙開発利用体制の在り方について(案)

平成23年6月30日

I. 基本的な考え方

現在の宇宙政策は、民生・安全保障両分野における宇宙空間の利用の重要性が今後さらに大きくなっていくという認識に立ち、両分野における宇宙空間の利用の推進と、宇宙空間の利用を自律的に行う能力（技術と産業基盤）の保持を有機的に連携させながら総合的に進めていくという考え方に立っている。

こうした考えは宇宙基本法（2008年5月成立）の理念とも一致しており、我が国は、宇宙基本法に基づいて宇宙政策を総合的かつ計画的に推進するために必要な措置を早急に取りなければならない。

特に、我が国の宇宙開発利用体制については、長年をかけて政府内外で多くの議論が進められており、宇宙基本法の理念を実現するためには、宇宙開発利用体制の見直しが不可避であることは関係者の中では論を待たない。宇宙基本法においても、1年を目途に見直すことが求められているが、未だに実行されていない。（別添）

宇宙基本法の理念を体現する体制となっていない現状のままでは、我が国の宇宙政策は他国から大きく後れを取り、取り返しが着かないことになる恐れがある。こうした事態を避けるためには、宇宙開発利用体制の見直しに早急に取り組む必要がある。

宇宙開発利用体制の見直しに当たっては、現在の宇宙開発利用体制が抱える以下の問題を解決するものである必要がある。

①宇宙予算の戦略的な配分と多様な施策の連携のための体制

メリハリのついた強力な宇宙政策を推進していくためには、研究開発、事業化・産業化、利用の促進に至る各段階や、測位、リモートセンシング、通信・放送、探査等の各分野の垣根を越えて宇宙予算を戦略的に配分することが必要である。また、予算執行に当たっては、産業基盤の維持・強化、研究開発等の多様な観点を踏まえ委託費、補助金、官民連携、需要保証等の多様な施策を組み合わせた宇宙政策を推進することのできる体制を構築することが必要である。

②複数省庁の所管分野に利用がまたがる共通基盤的な実用システムの開発・整備・運用のための体制

我が国の宇宙の実用化は、これまで、気象、通信、放送などの分野で大きく進んできた。衛星測位に代表される複数の省庁の所管分野に利用がまたがる共通基盤的な実用システムの担当官庁を決める必要がある。

③宇宙利用の推進のための体制

我が国はこれまで、利用につながることを期待してリモートセンシングをはじめとする宇宙システムを開発・運用してきたが、宇宙システムの利用、なかでも行政分野における利用は不十分であり、各省にある潜在的な利用ニーズを顕在化させていくことが必要である。

なお、宇宙政策は、多様な分野における実利用、行政の高度化・効率化、産業基盤の維持・強化、安全保障・外交、科学技術等にもまたがる分野であり、宇宙政策が他分野と無関係に縦割りで進めるべきではないということは当然である。他方、宇宙政策は、固有の政策分野としてすでに確立しており、諸外国も宇宙活動の自立性を確立するとともに、宇宙空間の利用を安全保障を含め進めるために国家を挙げて取り組んでいる。内閣府に強力かつ効率的な宇宙部門を設ける一方で、全閣僚メンバーで構成する宇宙開発戦略本部で、安全保障、外交、産業、科学、行政の高度化・効率化等の多面的な事項と整合をとりながら宇宙政策を強力に進める体制を政府内に確立すべきである。その際、行政組織が屋上屋にならないように組織を設計すべきである。

Ⅱ．宇宙開発利用体制の在り方

宇宙基本法の理念を実現し、現体制での問題を解決するためには、体制検討ワーキンググループの検討結果及び上記の状況を踏まえ、宇宙開発戦略専門調査会としては以下のような新たな宇宙開発利用体制に移行すべきであると考えらる。

1．内閣府の在り方

(1) 内閣府は、以下に掲げる総合調整に関する事務をつかさどる

べきである。

- a) 宇宙政策全体の企画・立案及び総合調整
 - ・ 宇宙開発利用に関する基本的な政策の企画立案、推進、総合調整、フォローアップを行う。
- b) 我が国が他国宇宙機関（NASA、ESA など）と協議する場合のカウンターパートとなることを含む国際協力
 - ・ 外務省等と協力して、宇宙を活用した国際協力、我が国の宇宙産業を支援するトップセールス等を推進する。
- c) 宇宙開発戦略本部の事務局
 - ・ 現在内閣官房で行われている宇宙開発戦略本部に関する事務の処理を内閣府に移管する。
- d) 宇宙の利用の推進とそのための経費の一括計上・執行
 - ・ 宇宙システムを政府全体で最大限活用する体制を構築するために、内閣府に各省の利用に向けた取組を促進するための経費を一括計上し、各省における利用の取組を推進する。
 - ・ 産学官等の多様な利用コミュニティの形成を推進し、政策形成やプロジェクトの企画に反映するため、「宇宙開発利用推進連絡会議（仮称）」を開催する。

（２）内閣府は、以下に掲げる分担管理事務をつかさどるべきである。

- a) これまで文部科学省（学術関係を除く）と経済産業省が行ってきた宇宙政策における研究開発及び事業化・産業化に係る全ての予算の計上及び事業の遂行
 - ・ 各省における宇宙の利用やそのための各省が整備する宇宙システム（例：気象庁によるひまわり、防衛省による防衛用衛星）については、総合調整の下で各省が行うべきである。
 - ・ 一方、文部科学省の行う研究開発や経済産業省が行う産業振興は密接に連携することが重要である上、双方とも様々な個別分野に横断的に関連するものなので、文部科学省（学術関係を除く）と経済産業省からそれぞれが所管する宇宙

政策における研究開発及び事業化・産業化に係る全ての事務と予算を内閣府に移管して、内閣府が宇宙予算の戦略的配分やこれらの事業の遂行を一元的に実施する。

- b) 準天頂衛星システムなど複数省庁に利用がまたがる実用システムの開発・整備・運用
- c) 衛星データ利用促進プラットフォームの整備・運用
- d) 宇宙活動法の執行等の共通的事務等
 - ・ 宇宙活動法に基づき許認可等を行うものとし、そのための新たな事務を処理するための体制を整備する。
 - ・ 安全規制に関する事項を所管し、外部の専門家等により安全基準の設定や事故等の調査に関して技術的専門事項の審議等を行うための体制（宇宙技術審議会(仮称)）を整備する。
- e) JAXAの主務省としての事務（後述）

(3) 国家戦略としての宇宙政策を企画立案するためには、宇宙縦割りに陥らずに産業競争力強化、安全保障、外交、科学技術等幅広い見識を持った人材を登用するとともに、国際情勢や技術動向等に関する調査・分析体制を整備するべきである。また、総合調整部門と宇宙開発利用を推進・振興する部門との適切な牽制関係を持たせることが望ましい。

ただし、これを実行することが直ちには困難で、内閣府に文部科学省と経済産業省の宇宙政策に係る事務を移管しないことにする場合には、将来的に上記を目指しつつ、少なくとも上記を以下のように変更した体制を整えるべきである。

なお、総合調整機能により戦略的な宇宙政策を行うことは極めて困難であり、強力な総合調整機能を発揮するための経費の確保及び内閣府がJAXAの主務省となることが以下のような体制を取る場合の前提となるべきである。

- ① 1. (1) d) を以下のように変更
 - d) 宇宙の利用の推進を含む宇宙政策の総合調整のための経費として文部科学省と経済産業省から例えば 2~3 割程度の予

算の移管・計上及び必要な事業への配分・執行

- ・ 内閣府の総合調整機能を強化するために、主に研究開発から円滑に事業化・産業化につなげることや宇宙の利用の推進を目的として、文部科学省及び経済産業省の予算の一部を内閣府に移管・一括計上し、配分、執行する。
(配分に当たっては、宇宙開発専門調査会で審議を行うものとする。)
- ・ 産学官等の多様な利用コミュニティの形成を推進し、政策形成やプロジェクトの企画に反映するため、「宇宙開発利用推進連絡会議（仮称）」を開催する。

② 1. (2) a) を削除

2. 宇宙開発戦略専門調査会の在り方

宇宙開発戦略専門調査会は以下の事項について審議し、宇宙開発戦略本部に提言するべきである。

- ・ 全体及び個別分野の宇宙政策における中長期的な基本戦略
- ・ 毎年度の宇宙関連予算の配分の重点化
- ・ 個々のプロジェクトの事前・事後評価 等

上記の審議・提言に係る機能を強化するため、少人数の委員からなる企画委員会（仮称）を宇宙開発戦略専門調査会内に設置するべきである。なお、必要に応じてワーキンググループ等を設置して個別分野における議論を深めるべきである。

3. JAXAの在り方

政府全体として宇宙政策を強力かつ効率的に進めるためには、JAXAを我が国の宇宙開発利用を牽引する中核的執行機関と位置づけるべきである。このため、以下のとおりとするべきである。

(1) JAXA法の目的と宇宙基本法との整合性

- ・ JAXA法の目的にある「平和の目的に限り」との規定を改

め、宇宙基本法の「日本国憲法の平和主義の理念を踏まえ」の規定と整合を取るべきである。

(2) JAXAの所管

- ・ 内閣府がJAXA関連予算のほとんどを担うことになるので独立行政法人通則法上の主務省は内閣府のみ（内閣府による専管）とするべきである。
- ・ ただし、内閣府に文部科学省と経済産業省の宇宙政策に係る事務を移管しないことにする場合には、独立行政法人通則法上の主務省を内閣府及び文部科学省とし、我が国産業の振興を図るために業務を行うことを目的に加える場合には、経済産業省も主務省に加えるべきである。なお、主務省に関する総務省の位置づけは現在と変わらないものとするべきである。

(注) 審議の過程では、主務省は単一であるべきとの意見が多く出され、このような意見を採用する場合には、主務省を内閣府とするべきである。

(3) 執行機関としての位置づけの明確化

- ・ 体制検討ワーキンググループの報告において、JAXAは、宇宙開発戦略本部で決定する方針に従って、執行機関として業務運営することが必要である旨すでに確認されている。
- ・ この考えに基づき、内閣府はプロジェクトを企画立案し、JAXAは決定されたプロジェクトを実行することを明確にするべきである。
- ・ また、NASA等プロジェクトの企画立案まで担っている他国の宇宙機関等との企画立案に属する事案に係る協議に当たっては、我が国としては、JAXAではなく、内閣府がその主たる任に当たるべきである。

(4) 宇宙科学研究所（ISAS）の独立性の確保

- ・ JAXAは、ISASについて、学術研究部門としての独立性を尊重した運営体制を構築し、学術分野において大学等と連携させることにより、研究者の自由な発想に基づくプロジェクトの企画及び遂行を行うための体制を強化・整備するべきである。

4. 文部科学省宇宙開発委員会の在り方

文部科学省宇宙開発委員会は廃止すべきである。

参照条文

○独立行政法人宇宙航空研究開発機構法

(機構の目的)

第四条 独立行政法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)は、大学との共同等による宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術(宇宙に関する科学技術をいう。以下同じ。)に関する基礎研究及び宇宙に関する基盤的研究開発並びに人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用並びにこれらに関連する業務を、平和の目的に限り、総合的かつ計画的に行うとともに、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務を総合的に行うことにより、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ることを目的とする。

○宇宙基本法

(宇宙の平和的利用)

第二条 宇宙開発利用は、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約等の宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束の定めるところに従い、日本国憲法の平和主義の理念にのっとり、行われるものとする。

○文部科学省設置法

(所掌事務)

第八条 宇宙開発委員会(以下この款において「委員会」という。)は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法(平成十四年法律第百六十一号)第十一条の規定による独立行政法人宇宙航空研究開発機構の役員の任命に対する同意及び意見の申出を行うこと。
- 二 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第十九条に規定する宇宙開発に関する長期的な計画の議決を行うこと。

○独立行政法人宇宙航空研究開発機構法

(役員の任命の際の宇宙開発委員会の同意等)

第十一条 文部科学大臣は、通則法第二十条第一項の規定により理事長を任命しようとするときは、あらかじめ、宇宙開発委員会の同意を得なければならない。

2 文部科学大臣は、通則法第二十条第二項の規定により監事を任命しようとするときは、あらかじめ、宇宙開発委員会の意見を聴かなければならない。

(宇宙開発に関する長期的な計画)

第十九条 主務大臣は、中期目標（航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務に係る部分を除く。）を定め、又は変更するに当たっては、宇宙開発委員会の議決を経て主務大臣が定める宇宙開発に関する長期的な計画に基づかなければならない。

1. 宇宙基本法 附則

(本部に関する事務の処理を内閣府に行わせるための法制の整備等)

第二条

政府は、この法律の施行後一年を目途として、本部に関する事務の処理を内閣府に行わせるために必要な法制の整備その他の措置を講ずるものとする。

(独立行政法人宇宙航空研究開発機構等に関する検討)

第三条

政府は、この法律の施行後一年を目途として、独立行政法人宇宙航空研究開発機構その他の宇宙開発利用に関する機関について、その目的、機能、業務の範囲、組織形態の在り方、当該機関を所管する行政機関等について検討を加え、見直しを行うものとする。

(宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための行政組織の在り方等の検討)

第四条

政府は、宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための行政組織の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2. 内閣府の在り方について示された各案

案イ：内閣府が政府全体の宇宙関係予算の資源配分に係る総合調整を行うことはもとより、内閣府に宇宙利用促進のための調整費又は促進費を計上して、内閣府が主導的に関係府省の宇宙利用を促進する仕組み。

案ロ：内閣府が、関係府省の宇宙開発に係る総合調整機能を予算管理により確実に担保するために宇宙開発予算のうち重要な事業の予算を一括計上し各府省に移し替えて各府省に執行させる方法。

案ハ：関係府省の重要な事務を内閣府に一元化して内閣府が自ら

実施する方法。

3. JAXAの所管の在り方について示された各案

案1：内閣府は、総合調整機能により、宇宙基本計画等のJAXAの業務運営への反映を担保、JAXAの所管関係は、現行を維持。

案2：案1に加えて、利用ニーズのJAXAの業務運営への的確な反映のために、経済産業省、国土交通省等に係る事務を新たにJAXAに実施させ、当該業務に係る府省を共管府省に追加。

案3：宇宙開発利用に係る政府全体の共通事務を一元的に実施するため基盤的技術開発等の重要な事業を内閣府が自ら実施することとし、JAXAの当該業務の所管を内閣府に変更、内閣府をJAXAの主管とし、(案1)又は(案2)の所管府省は共管府省とする。

案4：内閣府は、現在、関係府省が行っている宇宙開発利用に関する事務を一元的に実施することとし、JAXAは、内閣府の専管とする。